第9回社会保障審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会 平成29年2月7日

上野谷提出資料

ソーシャルワーク機能の強化に向けた 教育のめざすべき方向

平成29年2月7日

一般社団法人 日本社会福祉士養成校協会 副会長 上野谷 加代子

厚生労働省 「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」

地域力強化検討会中間とりまとめに見るこれから求められる人材育成のあり方

<国の役割>(中間とりまとめP.18より抜粋)

「我が事・丸ごと」を実現するために、

- ① 制度横断的な知識を有し、
- ② アセスメントの力、
- ③ 支援計画の策定・評価、
- ④ 関係者の連携・調整、
- ⑤ 資源開発

までできるような、包括的な相談支援を担える人材養成に取り組むべきである。

また、ソーシャルワーカーの養成や配置等については、

国家資格として現在の養成カリキュラムの見直しも含めて検討すべきである。

現行社会福祉士養成教育カリキュラムの全体像: 指定科目は5科目群 全22科目で養成が行われている。

★はソーシャルワーク(相談援助)基幹科目

		一般養成施設	短期養成施設	大学等	
		時間	時間	指定科目	基礎科目
	・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法(5科目 180h以上)				
	人体の構造と機能及び疾病	30			
	心理学理論と心理的支援	30			
	社会理論と社会システム	30			
	現代社会と福祉	60	60		
	社会調査の基礎	30			
絲	合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術	i(2科目 180	h以上)		
	相談援助の基盤と専門職	60			
	相談援助の理論と方法	120	120		
均	也域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術(3科目 120	h 以上)			
	地域福祉の理論と方法	60	60		
	福祉行財政と福祉計画	30			
	福祉サービスの組織と経営	30			
-	- ピスに関する知識 (9 科目 300 h 以上)				
	社会保障	60			
	高齢者に対する支援と介護保険制度	60			
	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30			
	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30			
	低所得者に対する支援と生活保護制度	30			
	保健医療サービス	30			
	就労支援サービス	15			
	権利擁護と成年後見制度	30			
	更生保護制度	15			
j	ミ習・演習(3科目 420h以上)				
	相談援助演習	150	150		
	相談援助実習指導	90	90		
	相談援助実習	180	180		
	合計	1,200	660	22科目	16科目

H28年度推進事業調査事業結果(速報) (調査対象:社会福祉協議会・地域包括支援センターの職員)

速報値のため、最終報告では値が変わる場合がある。

日本社会福祉士養成校協会では、これらの動向を踏まえ、専門職団体や事業者団体等の協力を得つつ、<u>社会福祉士養成のあり方</u>と既に<u>就労している社会福祉士の学び直しのあり方</u>について検討するため、平成28年度に以下の調査研究事業を実施しているところ。

平成28年度社会福祉推進事業補助金事業

地域における包括的な相談支援体制を担う社会福祉士の養成のあり方及び人材活用のあり方に関する調査研究事業(概要)

平成27年9月に厚生労働省が公表した「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」では、社会福祉士について「新しい地域包括支援体制におけるコーディネート人材としての活用を含め、そのあり方や機能を明確化する。」としている。

本事業では、地域包括支援体制で主要な役割を担うと想定される地域包括支援センターや社会 福祉協議会等で、相談援助業務を担当する者を対象に調査を行い、現状の把握と求められる役 割を明確にする。

また、国民の生活圏域における「地域づくり」や、不足する社会資源を創出する仕組みづくり、地域住民の社会参画・ボランティアとの協働や既存の社会資源の活用の最大化などをトータルにコーディネートできる人材を養成するため、新たに社会福祉士養成にかかるカリキュラム・ポリシーを策定し、新たな地域包括支援体制を担うことができる人材の養成と、既資格取得者の学び直しの機会を創出することにより、もって国民の福祉に資することを目的に実施する。

なお、事業実施にあたっては、関係する団体等との協働による実施体制を構築して事業を実施 する。

地域包括支援体制で主要な役割を担う「場」への調査

(1カ所につき複数の質問紙を送付し、個別郵送回収)

地域包括支援センター:4,729カ所(全数)

市区町村社会福祉協議会:1,846カ所(全数) ほか

回収: 2017/1/10現在の回収票で分析

地域包括支援センターの職員:回収数 6,575票

市区町村社会福祉協議会の職員:回収数 2,961票

ほか、障害者相談支援事業所、医療機関、精神科医療機関、独立型社会福祉士事務所を対象に現在調査を実施中。

主な質問項目

- 1.個人・家族への働きかけに関する現在の取組状況と対応する力量: 17項目
- 2.地域への働きかけに関する現在の取組状況と対応する力量: 29項目
- 3.所属する組織の管理運営: 9項目

について、4件法で質問

(取組=「十分実施している」「まあ実施している」「あまり実施していない」「全く実施していない」)

(力量=「十分有している」「まあ有している」「あまり有していない」「全く有していない」)

7

調査結果(速報値)

市区町村社会福祉協議会

<調查対象者>

市区町村社会福祉協議会の常勤職員(非正規職員含む)のうち、日常生活自立支援事業、障害者相談支援 事業、生活困窮者自立支援事業に従事している職員、およびボランティア・市民活動センター担当、地域 福祉推進部門担当の職員

社会福祉士資格の有無は問わない。上記事業に従事している全ての職員を対象とする。

地域包括支援センターを受託している場合、センター事業に従事している職員は本調査の対象外とし、別途地域包括支援センター用の調査票を配布する。

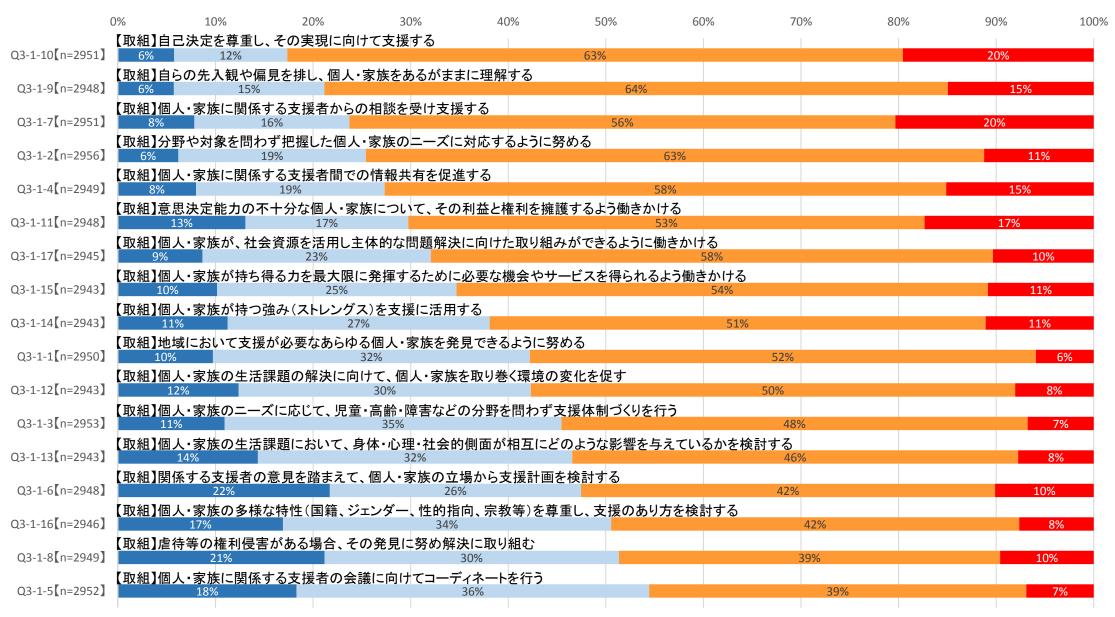
調査対象: 市区町村社会福祉協議会の職員

<質問項目>「個人・家族への働きかけ」

- Q3-1-1:地域において支援が必要なあらゆる個人・家族を発見できるように努める
- Q3-1-2:分野や対象を問わず把握した個人・家族のニーズに対応するように努める
- Q3-1-3:個人・家族のニーズに応じて、児童・高齢・障害などの分野を問わず支援体制づくりを行う
- Q3-1-4:個人・家族に関係する支援者間での情報共有を促進する
- Q3-1-5:個人・家族に関係する支援者の会議に向けてコーディネートを行う
- Q3-1-6: 関係する支援者の意見を踏まえて、個人・家族の立場から支援計画を検討する
- Q3-1-7:個人·家族に関係する支援者からの相談を受け支援する
- Q3-1-8: 虐待等の権利侵害がある場合、その発見に努め解決に取り組む
- Q3-1-9:自らの先入観や偏見を排し、個人・家族をあるがままに理解する
- Q3-1-10:自己決定を尊重し、その実現に向けて支援する
- Q3-1-11: 意思決定能力の不十分な個人・家族について、その利益と権利を擁護するよう働きかける
- Q3-1-12:個人・家族の生活課題の解決に向けて、個人・家族を取り巻く環境の変化を促す
- Q3-1-13:個人・家族の生活課題において、身体・心理・社会的側面が相互にどのような影響を与えているかを検討する
- Q3-1-14:個人・家族が持つ強み(ストレングス)を支援に活用する
- Q3-1-15:個人・家族が持ち得る力を最大限に発揮するために必要な機会やサービスを得られるよう働きかける
- Q3-1-16:個人・家族の多様な特性(国籍、ジェンダー、性的指向、宗教等)を尊重し、支援のあり方を検討する
- Q3-1-17:個人・家族が、社会資源を活用し主体的な問題解決に向けた取り組みができるように働きかける

調査対象:市区町村社会福祉協議会の職員(全体)

質問3-1:個人・家族への働きかけについて【現在の取組状況】



調査対象: 市区町村社会福祉協議会の職員

<質問項目>「地域への働きかけ」~その1

- Q3-2-1:地域住民(自治会、民生・児童委員、ボランティアなど)との顔の見える関係づくりに取り組む
- Q3-2-2:他の機関や施設等の職員との顔の見える関係づくりに取り組む
- Q3-2-3:地域に対して社会福祉協議会への理解が深まるように働きかける
- Q3-2-4:地域住民、組織、機関からの情報を得るために積極的に地域に出向く
- Q3-2-5:地域住民、組織、機関と定期的に情報交換の場を設ける
- Q3-2-6:生活課題を持っている地域住民を早期にかつ積極的に把握するためのアウトリーチを行う
- Q3-2-7:生活課題を持っている地域住民を発見するために、他の機関・施設や団体・組織等を活用して、ネットワーク を構築する
- Q3-2-8:地域アセスメントを行い地域の課題を把握する
- Q3-2-9:地域の児童、高齢、障害、生活困窮等の行政計画の内容を把握する
- Q3-2-10:既存統計データの再分析やアンケート調査を実施し、地域住民の生活実態を把握する
- Q3-2-11:住民座談会等を実施し、地域住民の生活実態を把握する
- Q3-2-12:地域のフォーマル・インフォーマルな資源を把握する
- Q3-2-13:地域アセスメントの結果を地域住民と共有できるようにまとめる
- Q3-2-14:地域の課題について、地域住民や関係する専門職が理解を深めるための学習や対話の機会を提供する
- Q3-2-15:地域の課題に対して、住民自身が目標を立てることを支援する

調査対象: 市区町村社会福祉協議会の職員

<質問項目>「地域への働きかけ」~その2

Q3-2-16:地域の課題の解決に向けて、目標を立てて計画的に取り組む

Q3-2-17:地域の課題の解決に向けて、地域住民が協議する場を設けることを支援する

Q3-2-18:地域の課題の解決に向けて、地域住民や関係する専門職が協働する場をコーディネートする

Q3-2-19:地域の課題の解決に必要なネットワークを地域住民や関係する専門職と協働して構築する

Q3-2-20:地域で必要なフォーマル・インフォーマルな社会資源を開発する

Q3-2-21:地域の課題の解決に向けた活動を行うために必要な財源を確保する

Q3-2-22:地域の課題の解決に向けた活動について、地域住民や関係する専門職と協働して評価を行う

Q3-2-23:地域での活動の評価の結果を活用して社会福祉協議会の取り組みを検討する

Q3-2-24:各種行政計画に参画し、地域住民の声を代弁する

Q3-2-25:制度・施策の課題等の解決に向けて、地域住民が行政に対して働きかけを行うことを支援する

Q3-2-26:地域住民が活動や取り組みを行うために必要な財源を確保することを支援する

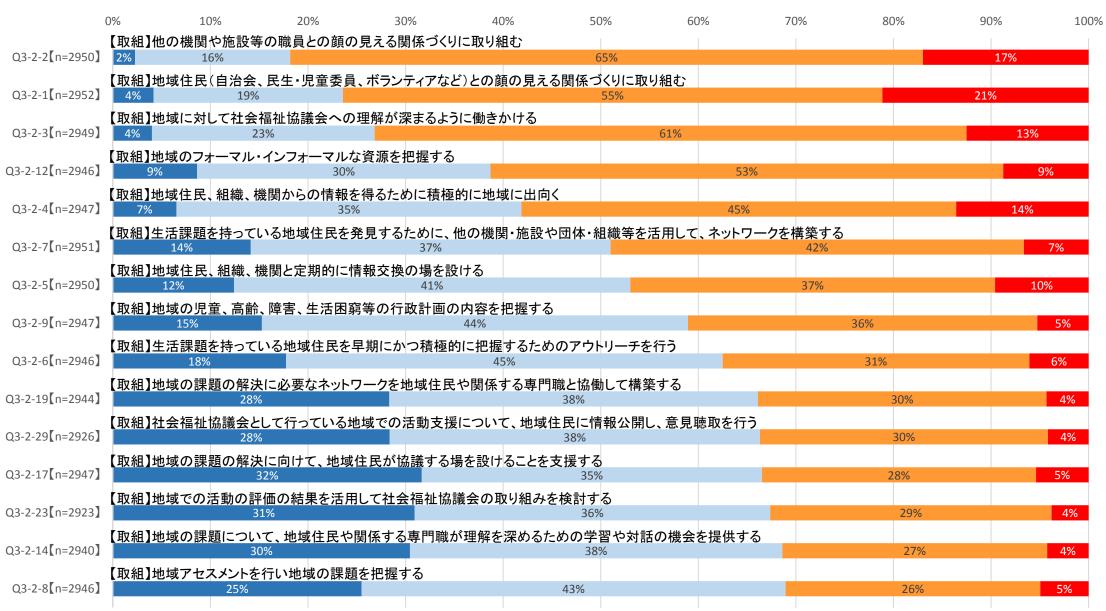
Q3-2-27:地域住民による活動や取り組みの継続性確保に向けて制度化することを支援する

Q3-2-28:地域住民が取り組んでいる地域での活動について住民自身が評価することを支援する

Q3-2-29:社会福祉協議会として行っている地域での活動支援について、地域住民に情報公開し、意見聴取を行う

調査対象:市区町村社会福祉協議会の職員(全体)

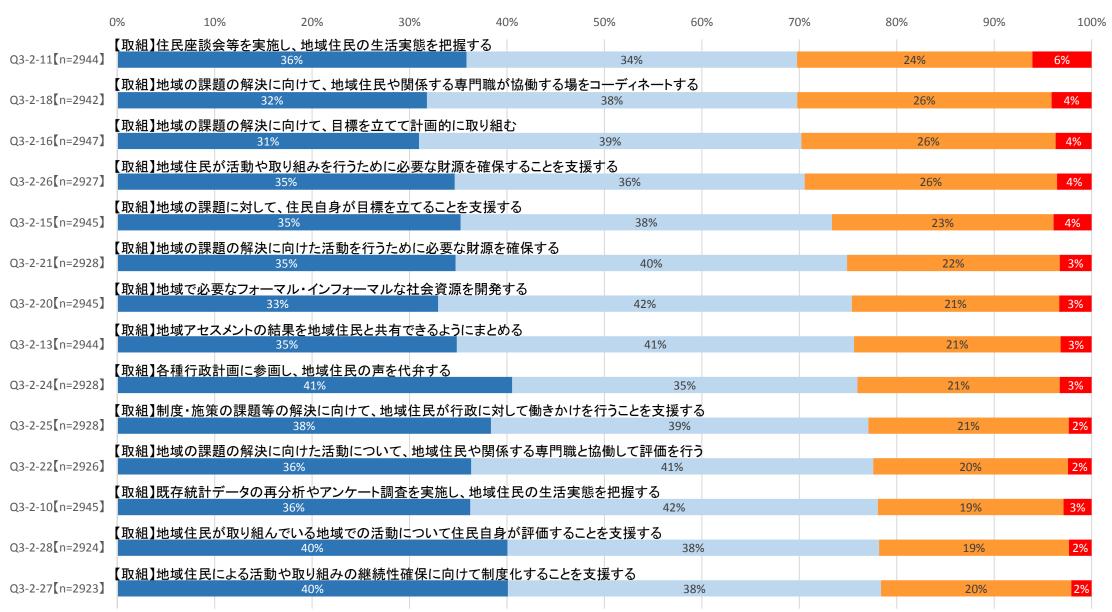
質問3-2: 地域への働きかけについて【現在の取組状況】



■十分実施している

調査対象:市区町村社会福祉協議会の職員(全体)

質問3-2: 地域への働きかけについて【現在の取組状況】 ~その2



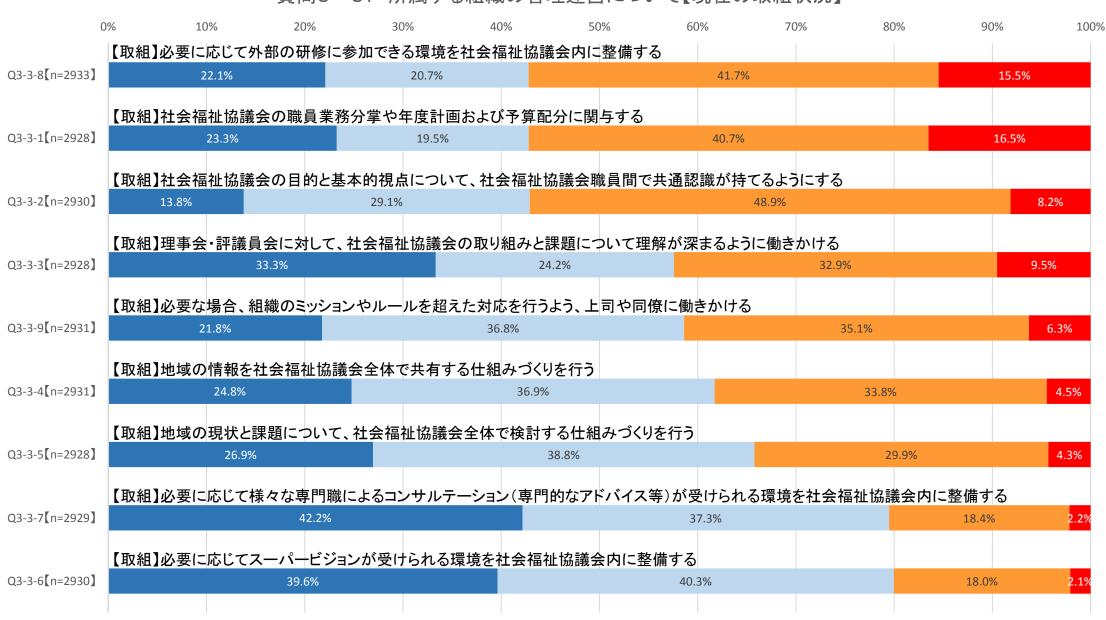
調査対象: 市区町村社会福祉協議会の職員

<質問項目>「所属する組織の管理運営」

- Q3-3-1: 社会福祉協議会の職員業務分掌や年度計画および予算配分に関与する
- Q3-3-2:社会福祉協議会の目的と基本的視点について、社会福祉協議会職員間で共通認識が持てるようにする
- Q3-3-3:理事会・評議員会に対して、社会福祉協議会の取り組みと課題について理解が深まるように働きかける
- Q3-3-4:地域の情報を社会福祉協議会全体で共有する仕組みづくりを行う
- Q3-3-5:地域の現状と課題について、社会福祉協議会全体で検討する仕組みづくりを行う
- Q3-3-6:必要に応じてスーパービジョンが受けられる環境を社会福祉協議会内に整備する
- Q3-3-7:必要に応じて様々な専門職によるコンサルテーション(専門的なアドバイス等)が受けられる環境を社会福祉 協議会内に整備する
- Q3-3-8:必要に応じて外部の研修に参加できる環境を社会福祉協議会内に整備する
- Q3-3-9:必要な場合、組織のミッションやルールを超えた対応を行うよう、上司や同僚に働きかける

調査対象:市区町村社会福祉協議会の職員(全体)

質問3-3: 所属する組織の管理運営について【現在の取組状況】



■十分実施している

調査結果(速報値)

地域包括支援センターの職員

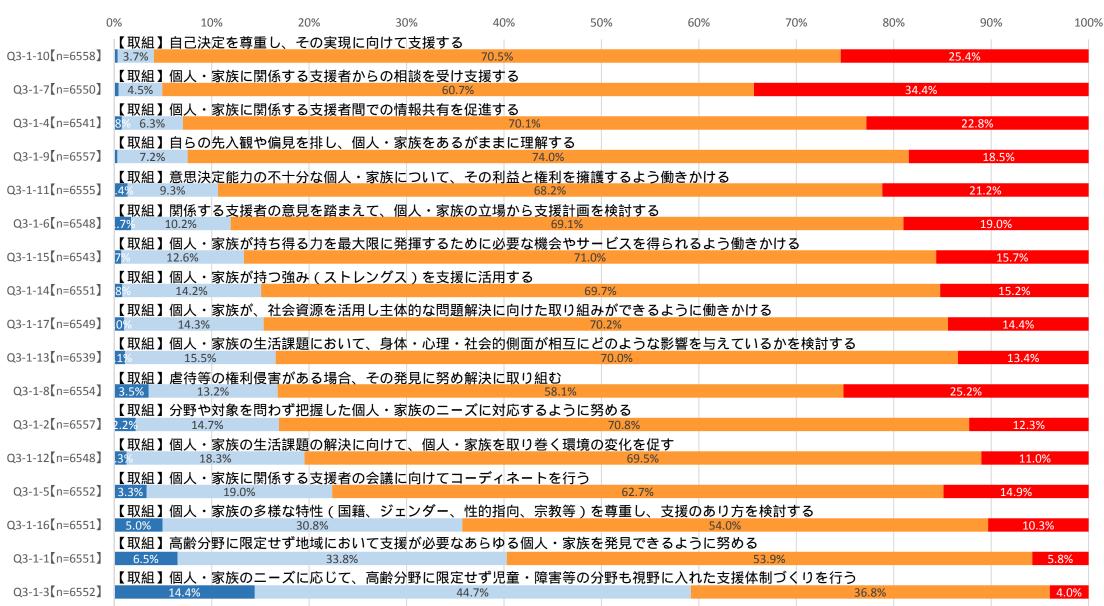
調査対象: 地域包括支援センターの職員

<質問項目>「個人・家族への働きかけ」

- Q3-1-1:高齢分野に限定せず地域において支援が必要なあらゆる個人・家族を発見できるように努める
- |Q3-1-2:分野や対象を問わず把握した個人・家族のニーズに対応するように努める
- Q3-1-3:個人・家族のニーズに応じて、高齢分野に限定せず児童・障害等の分野も視野に入れた支援体制づくりを行う
- Q3-1-4:個人・家族に関係する支援者間での情報共有を促進する
- Q3-1-5:個人・家族に関係する支援者の会議に向けてコーディネートを行う
- Q3-1-6: 関係する支援者の意見を踏まえて、個人・家族の立場から支援計画を検討する
- Q3-1-7:個人·家族に関係する支援者からの相談を受け支援する
- Q3-1-8: 虐待等の権利侵害がある場合、その発見に努め解決に取り組む
- Q3-1-9:自らの先入観や偏見を排し、個人・家族をあるがままに理解する
- Q3-1-10:自己決定を尊重し、その実現に向けて支援する
- Q3-1-11: 意思決定能力の不十分な個人・家族について、その利益と権利を擁護するよう働きかける
- Q3-1-12:個人・家族の生活課題の解決に向けて、個人・家族を取り巻く環境の変化を促す
- Q3-1-13:個人・家族の生活課題において、身体・心理・社会的側面が相互にどのような影響を与えているかを検討する
- Q3-1-14:個人・家族が持つ強み(ストレングス)を支援に活用する
- Q3-1-15:個人・家族が持ち得る力を最大限に発揮するために必要な機会やサービスを得られるよう働きかける
- Q3-1-16:個人・家族の多様な特性(国籍、ジェンダー、性的指向、宗教等)を尊重し、支援のあり方を検討する
- Q3-1-17:個人・家族が、社会資源を活用し主体的な問題解決に向けた取り組みができるように働きかける

調査対象: 地域包括支援センターの職員(全体)

質問3-1:個人・家族への働きかけについて【現在の取組状況】



調査対象:地域包括支援センターの職員

<質問項目>「地域への働きかけ」~その1

- Q3-2-1:地域住民(自治会、民生・児童委員、ボランティアなど)との顔の見える関係づくりに取り組む
- Q3-2-2:他の機関や施設等の職員との顔の見える関係づくりに取り組む
- Q3-2-3:地域に対してセンターへの理解が深まるように働きかける
- Q3-2-4:地域住民、組織、機関からの情報を得るために積極的に地域に出向く
- Q3-2-5:地域住民、組織、機関と定期的に情報交換の場を設ける
- Q3-2-6:生活課題を持っている地域住民を早期にかつ積極的に把握するためのアウトリーチを行う
- Q3-2-7:生活課題を持っている地域住民を発見するために、他の機関・施設や団体・組織等を活用して、ネットワークを構築する
- Q3-2-8:地域アセスメントを行い地域の課題を把握する
- Q3-2-9:地域の児童、高齢、障害、生活困窮等の行政計画の内容を把握する
- Q3-2-10:既存統計データの再分析やアンケート調査を実施し、地域住民の生活実態を把握する
- Q3-2-11:住民座談会等を実施し、地域住民の生活実態を把握する
- Q3-2-12:地域のフォーマル・インフォーマルな資源を把握する
- Q3-2-13:地域アセスメントの結果を地域住民と共有できるようにまとめる
- Q3-2-14:地域の課題について、地域住民や関係する専門職が理解を深めるための学習や対話の機会を提供する
- Q3-2-15:地域の課題に対して、住民自身が目標を立てることを支援する

調査対象: 地域包括支援センターの職員

<質問項目>「地域への働きかけ」~その2

- Q3-2-16:地域の課題の解決に向けて、目標を立てて計画的に取り組む
- Q3-2-17:地域の課題の解決に向けて、地域住民が協議する場を設けることを支援する
- Q3-2-18:地域の課題の解決に向けて、地域住民や関係する専門職が協働する場をコーディネートする
- Q3-2-19:地域の課題の解決に必要なネットワークを地域住民や関係する専門職と協働して構築する
- |Q3-2-20:地域で必要なフォーマル・インフォーマルな社会資源を開発する
- Q3-2-21:地域の課題の解決に向けた活動を行うために必要な財源を確保する
- Q3-2-22:地域の課題の解決に向けた活動について、地域住民や関係する専門職と協働して評価を行う
- Q3-2-23:地域での活動の評価の結果を活用してセンターの取り組みを検討する
- Q3-2-24:各種行政計画に参画し、地域住民の声を代弁する
- Q3-2-25:制度・施策の課題等の解決に向けて、地域住民が行政に対して働きかけを行うことを支援する
- Q3-2-26:地域住民が活動や取り組みを行うために必要な財源を確保することを支援する
- Q3-2-27:地域住民による活動や取り組みの継続性確保に向けて制度化することを支援する
- Q3-2-28:地域住民が取り組んでいる地域での活動について住民自身が評価することを支援する
- Q3-2-29:センターとして行っている地域での活動支援について、地域住民に情報公開し、意見聴取を行う

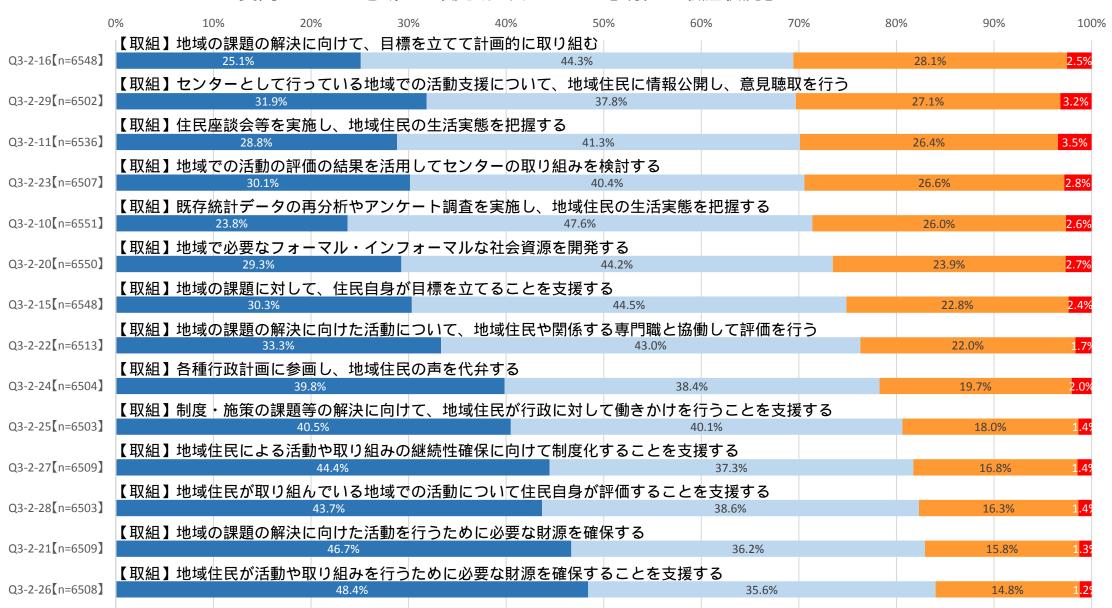
調査対象: 地域包括支援センターの職員(全体)

質問3-2:地域への働きかけについて【現在の取組状況】 ~その1



調査対象: 地域包括支援センターの職員(全体)

質問3-2:地域への働きかけについて【現在の取組状況】 ~その2



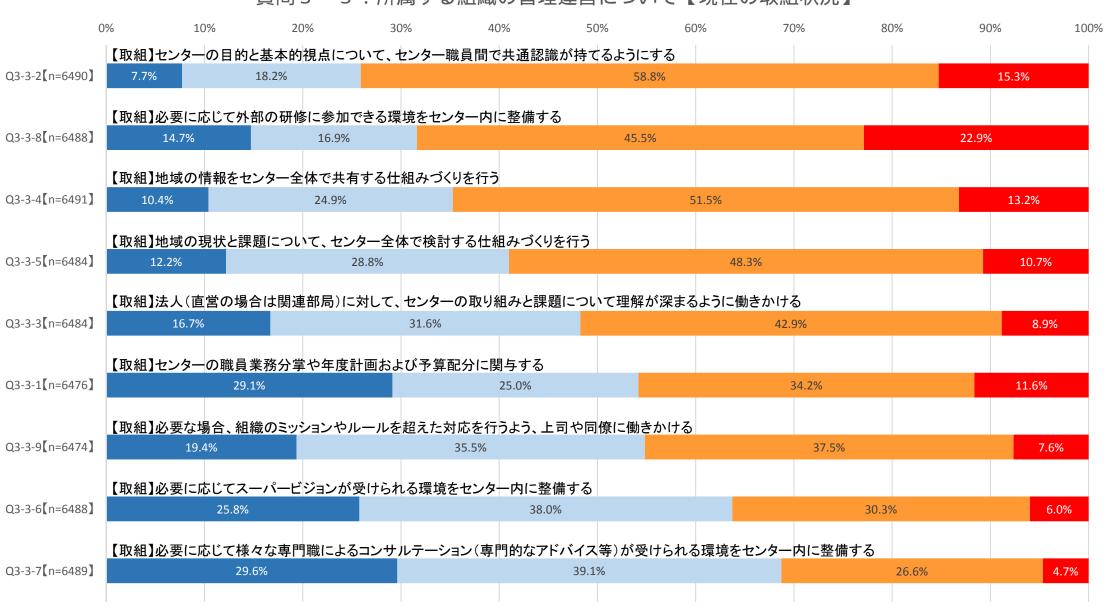
調査対象: 地域包括支援センターの職員

<質問項目>「所属する組織の管理運営」

- Q3-3-1:センターの職員業務分掌や年度計画および予算配分に関与する
- Q3-3-2:センターの目的と基本的視点について、センター職員間で共通認識が持てるようにする
- Q3-3-3:法人(直営の場合は関連部局)に対して、センターの取り組みと課題について理解が深まるように働きかける
- Q3-3-4:地域の情報をセンター全体で共有する仕組みづくりを行う
- Q3-3-5:地域の現状と課題について、センター全体で検討する仕組みづくりを行う
- Q3-3-6:必要に応じてスーパービジョンが受けられる環境をセンター内に整備する
- Q3-3-7:必要に応じて様々な専門職によるコンサルテーション(専門的なアドバイス等)が受けられる環境をセンター 内に整備する
- Q3-3-8:必要に応じて外部の研修に参加できる環境をセンター内に整備する
- Q3-3-9:必要な場合、組織のミッションやルールを超えた対応を行うよう、上司や同僚に働きかける

調査対象: 地域包括支援センターの職員(全体)

質問3-3:所属する組織の管理運営について【現在の取組状況】



地域を基盤としたソーシャルワーク機能を強化するためには

- 1 . 調査結果を見ると、社会福祉協議会及び地域包括支援センターの職員とも、地域への取組を担えていない現状が明らかになった。地域への取組を強化するためには、職員が最新のソーシャルワークに関する知識・技術を獲得する必要があるため、定期的に地域を基盤としたソーシャルワークの知識・技術を学び直すことができる研修基盤を体系的に構築することを検討してはどうか。
- 2. その際、現任者が学び直す機会を保障するためには、就労先の事業所(雇用者)が職員の研鑽の意義を理解することが不可欠となるため、職員が事業所の業務として定期的に研修に参加できるよう、就労先の組織承認・経費による研修参加が可能となる仕組みなどを検討してはどうか。
- 3. 地域を基盤としたソーシャルワークが展開できる人材を養成する教育内容に強化するため、特に、養成校、専門職 、事業者の三者が一体となって教育を行う実習教育については大幅に充実させることや養成教育総時間数の拡充につ いても検討してはどうか。その際、三者が協働して実習教育内容を中心に養成教育内容全体の見直しが行えるよう、 検討の場を設定することとしてはどうか。
- 4. 事業所等において、実習指導者となる職員が実習生に行う指導が、業務として明確に位置づけられていない現状を 踏まえ、実習指導が業務として明確に位置づけられるよう事業所等への働きかけを行うとともに、事業所等が実習受 け入れのインセンティブを高めるため、受け入れを行う事業所等の社会的評価が高まる仕組みなどを検討してはどう か。
- 5. 社会福祉士及び介護福祉士法に規定する社会福祉士の定義について、ソーシャルワークを業とする専門職である旨 を明確にするために定義を見直すことを検討してはどうか。

(定義)

第二条 この法律において「社会福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者(第四十七条において「福祉サービス関係者等」という。)との連絡及び調整その他の援助を行うこと(第七条及び第四十七条の二において「相談援助」という。)を業とする者をいう。 (連携)

第四十七条 社会福祉士は、その業務を行うに当たつては、その担当する者に、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービス (次項において「福祉サービス等」という。)が総合的かつ適切に提供されるよう、地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。 **27**